

記入例

(全体についての防火・防災管理に係る消防計画)

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)			
全体についての消防計画作成(変更)届出書 ①			
○○年○○月○○日			
② 川崎市消防長 殿			
③ 統括 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 防災			
④ 住 所 ○○市○○区○○町○-○-○			
氏 名 川崎 太郎			
③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 別添のとおり、全体についての <input checked="" type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	⑤	株式会社○○ 代表取締役社長 ○○ ○○	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	⑥	川崎市○○区○○町○-○-○	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	⑦	●●ビル	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	⑧	特定複合	令別表第1 ⑨ (16) 項イ
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	⑩		
受 付 欄*	経 過 欄*		
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。 3 ※印の欄は、記入しないこと。			

①届出日を記入

②「川崎市消防長」と記入

③「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。

④統括防火防災管理者の現住所、氏名を記入

⑤事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入

※個人の場合は氏名
法人の場合は名称、役職及び代表者氏名

⑥防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入

⑦防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入

⑧別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入

⑨別紙を参照し、前⑧に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入

⑩特記事項がある場合は記入(変更届出の場合は、主な変更事由を記入)

(例) 全体についての消防計画の内容変更

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	(i)	診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。
			(ii)	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
		(2)	(i)	診療科名中に特定診療科名を有すること。
		(ii)	四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
	(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所		
	(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
			(2) 救護施設	
			(3) 乳児院	
			(4) 障害児入所施設	
(5)				
(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）				
ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(2) 更生施設		
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

全体についての防火・防災管理に係る消防計画

第1章 総則

事業所の名称を記入してください。

(目的)

第1条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画は、消防法（以下「法」という。）第8条の2第1項及び第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第1項並びに消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の6及び令第49条において読み替えて準用する令第4条の2の6に基づき、**●●ビル**（以下「当該建物」という。）の管理権原者の協議により、建物全体の統括防火・防災管理及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該建物の防火・防災管理業務を受託している者
- (3) 当該建物及び敷地内の全て

第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 当該建物の統括防火・防災管理を行うため、別表1の構成員をもって、統括防火・防災管理協議会を設置するとともに、消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置する。

2 統括防火・防災管理協議会及び自衛消防協議会（以下「会」という。）の事務局は、当該建物管理事務所に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）、統括防火・防災管理者及び統括管理者の指示のもので、本会の事務を行う。

(会長等)

第4条 本会の会長は、別表1のとおりとする。

2 副会長は、別表1のとおりとする。

3 会長は、管理について権原を有する者（以下「会構成員」という。）と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火・防災管理者及び統括管理者に防火・防災上必要な指示、命令をすることができる。

4 会長は、各会構成員の管理権原の及ぶ範囲を把握する。

5 会長は、次の事項を変更した場合、消防機関に届出をする。

- (1) 会構成員の管理権原者を変更したとき。

- (2) 会長、統括防火・防災管理者又は統括管理者を変更したとき。
- (3) 自衛消防組織を変更したとき。
- (4) 建物全体についての防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - ア 受託者の氏名及び住所
 - イ 受託方式
 - ウ 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲
 - エ 受託者の行う防火・防災管理業務の方法

(5) 本会事項において重大な変更をしたとき。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(会の事業)

第5条 本会は、共同で防火・防災管理を行うための基本的事項について協議するとともに、共同して自衛消防組織を設置し、運営するための必要な事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の審議及び承認
- (2) 統括防火・防災管理者及び統括管理者の選任に関する事。
- (3) 消防法令等防火・防災管理業務に関する法令の研究
- (4) 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究
- (5) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関する事。
- (6) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び研究
- (7) 地震時の対応についての研究
- (8) 警戒宣言が発せられた場合の対応についての研究
- (9) 全体の訓練及びその結果の見直し
- (10) 全体の被害想定
- (11) 自衛消防組織に係る協議事項の審議及び承認
- (12) その他必要な事項

開催予定月を記載してください。

(会の開催)

第6条 会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- (1) 定例会は、4月、10月の年2回開催する。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第3章 統括防火・防災管理者等の責務等

(統括防火・防災管理者及び統括管理者の選任)

第7条 統括防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者選任(解任)届出書によるものとする。

- 2 統括管理者は、自衛消防組織設置(変更)届出書によるものとする。
- 3 会長は、会で協議され承認された統括防火・防災管理者選任(解任)届出書及び

自衛消防組織設置（変更）届出書を、会構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

（統括防火・防災管理者の権限と責務）

第8条 統括防火・防災管理者は、この全体についての防火・防災管理に係る消防計画の実行についての全ての権限をもって、次の業務を行う。

- （1）全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成変更に関すること。
- （2）各事業所の防火・防災管理者又は防火・防災担当責任者（以下「防火・防災管理者等」という。）及び防火・防災管理業務に従事する者に対する指示、命令並びに必要な報告に関すること。
- （3）自衛消防訓練の実施に関すること。
- （4）防災センターまたは指揮本部を中心とした災害対応に必要な情報管理体制及び自衛消防活動体制の維持管理に関すること。
- （5）防災センターまたは指揮本部の災害発生時における初期対応判断に関すること。
- （6）会構成員等への防火・防災管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- （7）工事中の安全対策に関すること。
- （8）火気使用制限及び禁止に関すること。
 - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定
 - ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止
- （9）その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火・防災管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項について消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火・防災上必要な措置を命ずることができる。

（会構成員の責務）

第9条 会構成員は、建物全体の安全性を高めるよう努めなければならない。

- 2 会構成員は、それぞれの防火・防災管理体制を確立した上で、建物全体の自衛消防活動の全般について共同して責任を負う。
- 3 会構成員は、自衛消防隊長、防災センターまたは指揮本部を管理する代表者及びそれらの代行者に防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動を行うための権限を付与するとともに、適切な自衛消防活動を行うための体制を維持する責任を負う。

（各事業所の防火・防災管理者の責務）

第10条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- （1）用途及び設備を変更するとき。

- (2) 消防計画を作成又は変更するとき。
- (3) 防火・防災管理者を選任又は解任するとき。
- (4) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等を実施するとき。
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。
- (6) 内装改修、改築等の工事を行うとき。
- (7) 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。
- (10) 防火・防災上、建物構造の不備欠陥や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき。
- (11) 催物を開催するとき。
- (12) 防火・防災管理業務の一部を委託するとき。
- (13) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
- (15) 統括防火・防災管理者から指示、命令された事項
- (16) その他防火・防災上必要な事項

2 防火・防災管理者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、

各自

該当する事業所と該当しない事業所があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

3 防火・防災管理者は、相互の連絡を保つ協力しなければならない。

（全体についての防火・防災管理業務の一部委託） [**該当** ・ **非該当**]

第11条 会長は、委託を受けて建物全体についての防火・防災管理に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火・防災管理者及び統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

3 受託者は、受託した建物全体についての防火・防災管理業務について、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

第4章 全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づく訓練等

（被害想定）

第12条 別表2のとおり、被害想定を作成したものであり、各事業者の管理権原者等は、消防計画作成にあたっては、当該被害想定に対応した対策及び訓練を行うものとする。

（点検、検査）

第13条 防火対象物・消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次による。

- (1) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等

ア 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の管理権原者から点検に立ち会う。

責任の所在を記載してください。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、**会長**の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検業者に委託して行う。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分については、**会長**、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画による。

(4) 建物・電気設備等の点検・検査等

ア 建物・電気設備等の定期検査等は、**会長**の責任により行う。

イ 建物、電気設備、火気設備器具、避難設備及び防火設備等の自主点検は、共用部分については、**会長**、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

ウ 自主点検を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第14条 統括防火・防災管理者及び各事業所の管理権原者又は防火・防災管理者は、前条で点検した結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火・防災管理維持台帳を作成、整備及び保管する。

(不備欠陥箇所の改修)

第15条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第13条の責任範囲により各事業所の管理権原者又は防火・防災管理者が行う。

2 自主チェック、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各事業所の防火・防災管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

(従業員等の遵守事項)

第16条 従業員等が火気使用設備・器具を使用するときの遵守すべき事項については、各事業所の消防計画に定めること。

(工事中の安全対策)

第17条 会長は、複数の事業所(共用部分も含む。)にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火・防災管理者及び当該工事を行う防火・防災管理者と協力して、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装

工事等の届出」を作成させ届出をする。

(自衛消防訓練)

第18条 統括防火・防災管理者は、全ての事業所が参加する自衛消防訓練を実施するよう努める。

2 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

実施予定月を記載してください。

第19条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 総合訓練は、本部隊と地区隊が一体となって、年2回（4月、10月）実施する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄消防署へ「消防訓練実施計画報告書」を届出する。
- (3) 建物全体で行う訓練は、本部隊と地区隊が一体となって実施する。
- (4) 統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

第5章 避難施設の維持管理等

(避難施設等における遵守事項)

第20条 防火・防災管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火・防災管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第21条 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、各事業所の消防計画により掲

出すとともに、これを自衛消防組織及び従業員に周知する。

第6章 災害等発生時の活動

(自衛消防組織の設置)

第22条 自衛消防組織は、次のとおり本部隊及び地区隊を設けるものとする。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮・通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設ける。

(2) 地区隊

地区隊は、管理権原(事業所)単位とし、原則として、それぞれ通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設ける。

2 地区隊の地区隊長は会の協議により定める。

3 自衛消防組織の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。

(自衛消防組織の活動)

第23条 自衛消防組織の活動は、次による。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災、地震等の災害に対処する。

(2) 本部隊の活動は、建物内のすべての地区の火災、地震等の災害に対処するものとし、地区隊の各係員と協力して災害活動にあたる。

(3) 地区隊の活動は、火災、地震等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動対応を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画による。

(4) 火災、地震等の災害が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防組織の統括管理者の命令を受けた地区隊を除いて全て避難誘導にあたる。

(5) 休日、夜間等に災害が発生した場合には、在館中の自衛消防組織の要員と従業員全員が協力して自衛消防組織の任務を行うものとする。

(自衛消防組織の本部隊)

第24条 自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の編成は、**別表3**の記載のとおりとする。

2 本部隊に自衛消防隊長を置き、自衛消防組織の統括管理者をもって充てる。

3 自衛消防隊長は、自衛消防組織を統括し、自衛消防組織が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動または訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

(本部隊の任務・体制)

第25条 本部隊の主な任務は、次のとおりとし、建物内の全ての場所から災害が発生した場合は、自衛消防隊長の直接指揮のもと、地区隊に対して強力なリーダーシ

ップをとり、初動対応及び全体の統制を行う。

- (1) 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- (2) 消防隊への情報や資料の提供、消防隊指揮本部との連絡
- (3) 在館者に対する指示
- (4) 関係機関や関係者への連絡
- (5) 消防用設備等の操作運用
- (6) 避難状況の把握
- (7) 地区隊への指揮や指示
- (8) その他必要な事項

2 本部隊は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮、統制を行い、他の地区隊に支援を要請し活動させることができる。また、消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援を行う。

3 自衛消防隊長は、自衛消防組織全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する。

4 本部隊の体制は、指揮・通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班により構成されるものとし、その任務は次のとおりとする。

(1) 指揮・通報連絡班

- ア 自衛消防隊長の補佐
- イ 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等消防隊の支援
- ウ その他指揮統制上、必要な事項
- エ 被害・避難状況等の情報及び資料の収集
- オ 消防機関への通報及び通報の確認
- カ 自衛消防隊長の指示、命令の地区隊への伝達及び各地区隊との連絡

(2) 消火班

- ア 地区隊が行う消火作業への指揮指導
- イ 消防隊との連携及び補佐

(3) 避難誘導班

- ア 地区隊が行う避難誘導作業への指揮指導
- イ 非常口の開放及び開放状況の確認
- ウ 避難上障害となる物品の除去状況の確認
- エ 逃げ遅れ、要救護者の確認

(4) 安全防護班

- ア 地区隊が行う安全防護作業への指揮指導
- イ 非常電源の確保、及びボイラー等危険物施設の供給運転停止
- ウ エレベーター、エスカレーターの非常時措置
- エ 立入禁止区域の設定の確認

(5) 応急救護班

- ア 地区隊が行う応急救護作業への指揮指導
- イ 応急救護所の設置状況の確認
- ウ 負傷者の応急措置状況の確認
- エ 救急隊との連携、情報の提供

(地区隊の任務・体制)

第26条 地区隊の任務及び体制は、各事業所の消防計画による。

(活動の実施優先度)

第27条 自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保に優先的に対応する。

(指揮命令体系)

第28条 火災、地震等が発生した場合、管理権原者又は指定された者は速やかに判断、指示に基づき、本部隊を防災センターまたは指揮本部に設置する。

2 自衛消防隊長が不在の場合の代行者及び優先順位は別表3のとおりとし、自衛消防活動に必要な権限を付与する。

(自衛消防組織の装備)

第29条 自衛消防組織の本部隊の装備並びに管理は、次による。

(1) 装備

ア 指揮・通報連絡班

(ア) 消防計画

(イ) 建物図面(平面図、配管図、電気設備図)

(ウ) 名簿(自衛消防組織の要員)

(エ) 携帯用拡声器

(オ) 本部隊旗

(カ) 照明器具(懐中電灯・投光器)

(キ) 情報伝達器具(トランシーバー)

イ 消火班

(ア) 防火衣

(イ) 消火器

(ウ) 可搬消防ポンプ

(エ) 破壊器具(とび口)

(オ) 防水シート

ウ 避難誘導班

(ア) マスターキー

(イ) 切断器具(ドアチェーン等切断用)

(ウ) 携帯用拡声器

(エ) 照明器具(懐中電灯)

(オ) 立入禁止区域設定用ロープ

(カ) 誘導標識(案内旗)

エ 安全防護班

(ア) キー、手動ハンドル(防火シャッター、エレベーター、非常ドア)

(イ) 救助器具(ロープ、バール、ジャッキ)

- (ウ) 建物図面（平面図、配管図、電気設備図）
- (エ) エンジンカッター
- (オ) 油圧式救助器具セット
- (カ) 立入禁止区域設定用ロープ

オ 応急救護班

- (ア) 応急医薬品
- (イ) 担架
- (ウ) 応急救護所設置機材
- (エ) 受傷者記録用紙
- (オ) 車いす
- (カ) 自動体外除細動器（A E D）

(2) 装備の管理

自衛消防隊長は、自衛消防組織の本部隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、自衛消防組織の本部隊の装備品について次の事項を行う。

- ア 防災センターまたは指揮本部などに保管し、定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。
- イ 点検結果を整備記録に記録する。

(地震及び警戒宣言が発せられた場合等の対策)

第30条 地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合に、統括防火・防災管理者は、各防火・防災管理者に対して、指示、命令又は報告を求めることができる。

2 統括防火・防災管理者は、大規模な地震発生地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合は、会長に報告するとともに各事業主等に周知する。

(警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織)

第31条 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織は、次のとおりの編成及び任務とする。

(1) 本部隊

指揮・通報連絡班及び応急救護班は、情報収集班として編成し、次の任務を行う。

- ア 報道機関等による東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報収集並びに防火・防災管理者への連絡
- イ 周辺地域の状況把握
- ウ 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等による在館者への周知
- エ 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の再確認
- オ 在館者の調査

(2) 消火班及び安全防護班は、点検措置班として編成し、次の任務を行う。

建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安措置の再確認

(3) 避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、次の任務を行う。

混乱防止を主眼とした退館者の案内及び避難誘導

2 地区隊

各事業所の消防計画による。

- 3 休日、夜間等に警戒宣言が発せられた場合には、在館中の自衛消防組織の要員と従業員全員が協力して自衛消防組織の任務を行うものとする。

(営業方針)

第32条 警戒宣言が発せられた場合の各事業所の営業は、各事業所の消防計画によるが、原則として営業を中止する。ただし、建物の安全性が確保されている場合にはその限りではない。

(事業所等の対策)

第33条 各事業所は、判定会召集情報又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、本部に積極的に協力し、人的、物的安全確保のため、各事業所の消防計画に基づき、防災上の措置及び対策を推進する。なお、各事業所の警戒宣言が発せられた場合の対策については、各事業所の消防計画による。

(地震対策委員会の招集)

第34条 会長は、判定会召集を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 判定会召集情報の伝達
- (2) 自衛消防組織の任務の確認
- (3) 建物全体及び各事業所の出火防止のための応急措置対策の確認
- (4) 時差退社の決定及び残留者の決定
- (5) 非常用食料、飲料水その他備蓄品の確認
- (6) その他必要事項

- 2 地震対策委員会の構成は、会構成員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。

(情報の収集、伝達)

第35条 情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、放送設備等を使用し、在館者等に伝達する。また、事前措置として各事業所は従業員に定められている暗号放送等で行い、警戒宣言が発せられた場合もこれに準じて伝達する。

(警戒本部の設置)

第36条 会長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災センターまたは指揮本部に設置する。

- 2 本部の構成員は、地震対策委員会と同様とする。

- 3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防組織、従業員等に対する指示・命令

4 自衛消防組織の本部隊の各班及び地区隊長は、応急対策、時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバー等の本部の活動に必要なものを準備する。

(警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第37条 警戒宣言が発せられたことの伝達は、避難誘導班の配置完了後、放送設備により行う。

2 放送内容、建物の安全性、周辺状況、交通状況及び行動予定等を盛り込む。

3 自衛消防隊長は、地区隊の避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

(誘導案内)

第38条 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

2 混乱を防止するために、原則として避難階に近い階層より順次行う。

(火気使用の中止等)

第39条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取扱いは直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを除き、運転を停止する。

(本部隊が実施すべき事項)

第40条 本部隊が実施すべき事項は、次による。

(1) 情報収集班

ア テレビ、ラジオ等の情報又は防災機関等により警戒宣言に関する情報を収集するとともに周辺状況を把握する。

イ 本部長の指示により必要な情報を提供し、とるべき措置を伝達する。

ウ 防災資機材の準備確認

(2) 避難誘導班

避難上必要な施設及び資機材の点検確認

(3) 点検措置班

ア 火気設備器具の使用制限又は停止の確認及び設備器具の転倒、落下の防止措置の確認

イ 建物の附属施設、設備、物品、器具等の破損、転倒、落下等の防止及び補

強のための措置

- ウ 消防用設備等、電気設備、非常用電源等の点検確認
- エ 危険物の漏洩、流出の防止又は薬品の混触発火防止措置の確認

(工事及び高所作業の中止)

第41条 建物等における工事及び高所作業等については、事業所ごとに工事資機材等の安全措置を施して工事並びに高所作業等を中止させる。

第7章 教育

(教育)

第42条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるために教育を行う。

- 2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。
- 3 自衛消防隊長及びその直近下位の内部組織を統括する者（班長）等に対する講習の受講等については、第44条による。

(教育の内容)

第43条 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 災害対策に関する事項
- (6) 防災センターまたは指揮本部の役割とその重要性
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火・防災管理上必要な事項

(自衛消防組織の構成員の教育)

第44条 自衛消防組織の統括管理者に就く者は、令第4条の2の8第3項第1号に規定する講習を受講した有資格者又は消防法施行規則第4条の2の13によって統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者をもって充てる。

- 2 自衛消防組織の本部隊の次の班の各班長に対しては、消防法施行規則第4条の2の13により統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を除いて、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を受けさせるものとする。

- (1) 指揮・通報連絡班
- (2) 消火班
- (3) 避難誘導班
- (4) 安全防護班

(5) 応急救護班

3 自衛消防組織の構成員は、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

(経費の分担)

第45条 会において経費を必要とする事業を行うときは、その都度、協議し経費の分担を定める。

施行日を記載してください。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

統括防火・防災管理協議会及び自衛消防協議会構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	連絡先		
会 長					
副 会 長					
実態に応じて作成してください。					
統括防火・防災管理者					
統括管理者					
構 成 員					
番号	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火・防災管理者 職・氏名	使用階等	連絡先
1			防火・防災管理者 選任(解任)届出に よる		
2			防火・防災管理者 選任(解任)届出に よる		
3			防火・防災管理者 選任(解任)届出に よる		
4			防火・防災管理者 選任(解任)届出に よる		
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

※届出にあたっては、会長が統括防火管理協議会の構成員を代表して届け出るものであることから、構成員の同意書等(印鑑)の添付は必要ありません。

被害想定(例)

シナリオは、震度6強の震災で一番最悪の状況となる時間帯で考える。計画を立てる建築物の内容によって例に倣って被

被害種類		被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	消防訓練において実施する	対応策	
		<p>被害想定を作成する建物の概要を例に倣って記載して下さい。</p>						
被害想定シナリオ		震度6強、地震発生日時:平日13時00分						
建物の概要		地上7階、地下1階、鉄骨構造 新耐震基準対応 屋内に大空間あり 延床面積50,000㎡ 約300テナントが入居 地下及び最上階部分にレストラン(50店舗) 平均在館人数約4000名(内従業員数:約1500名(正社員100名)) エレベーター20機(客用10機) エスカレーター30機						
建物等の基本被害	建物構造(柱・梁・耐震壁など主要構造部等を含む)の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。	主要構造部は鉄骨造であり、建物の水平剛性が比較的低く、地震による変形が大きくなる場合がある。また大空間で階高が高いため、地震時の水平変形量は更に大きくなり、柱・梁の接合部等に塑性化が生じる。しかしながら、鉄骨の復元力により大きな残留変形は生じない。	・新耐震基準に合致した建物では、建物の崩落はないが、壁、柱の破壊、亀裂の発生、天井板の落下、天井等がガラスで覆われているフロアでは、ガラスの破片の床への散乱が起こり、多くの人が負傷する。	記載したシナリオや対応策に準じて消防訓練を実施して下さい。	・ガラスが割れても、広範囲に広がらないように、フィルムを貼ったりする。 ・負傷が発生した場合は、応急救護班が迅速に対応できるように訓練する。	
	外壁・窓ガラス・看板の状況	た。	・今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	建物全体での変形が大きくなる場合はあるが、特定階に変形が集中しにくい。しかし階高が通常より高く、大版ガラスカーテンウォール等が変形追従できずに損傷すると考えられる。	・壁のタイルや窓ガラスが破損落下し、建物の近くを歩いている人が負傷する。 ・応答加速度の大きい上層階ほど、天井板が壁際に衝突し落下する。			
	内装天井の状況	た。	・地震時には、各階で揺れの大きさが異なることから、構造部材については、設計時の資料や耐震診断結果などにより、各階の揺れの大きさを予測して、被害を推定した。 ・外装や内装の被害状況については、過去の被害事例から被害状況を推定した。 ※本想定例では、以上の手法で推定した「建物等の基本被害」の結果に基づき、「建築設備等被害」以下の被害相を推定した。	上層階ほど建物の応答加速度は大きくなる傾向があり、内装吊り天井等の隅部において壁との干渉により損傷が生じる。大型天井パネルは、ユニット一体での落下により被害が発生すると考えられる。				
建築設備等被害	エレベーターの状況	・設置年度から、エレベーター、エ	・設置年度から、エレベーター、エ	・エレベーターは地震時管制運転システムが組み込まれており、自動的に停止する。	・火災発生時、換気装置のダンパーが働かず、煙が館内に充満する。また、停電により機材が停止する。	・危険物等の燃料を使用する箇所を、あらかじめ調査しておき、地震発生後、早急に火災が発生していないかを確認する訓練する。 ・火災が発生してしまった場合のため、初期消火訓練を実施する。 ・燃料が漏洩してしまった際に、漏洩規模が最小になるよう訓練する。	・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。 ・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。 ・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。	
	エスカレーターの状況	・設置されているエレベーターの緊急	・エスカレーターについては、設置階の被害想定、周囲の危険物(照明・装飾品類)の設置状況から、被害を推定した。	エスカレーターは地震時管制運転システムが組み込まれており、自動的に停止する。	・地階には館内インフラ(ボイラー、同燃料タンク、空調等の各施設、電源盤、発動発電機等)の維持設備が集中しているが以下の状況となる。 ・地震計が作動しボイラー等は自動遮断する。最悪の場合、自動遮断が機能せず、配管が折損し燃料が漏洩する。 ・発動発電機やボイラー用燃料タンクのボルトがはずれ、タンクが移動したり漏洩したりする。 ・空調等各種設備や電源盤や棚の落下、転倒、横ずれが発生するほか、備蓄燃料タンク・送油管の破損による火災も発生する。			
	空調・換気設備の状況	・設計・施工上の強度、装置の設置状況、耐震診断結果、過去の事例等に基づき、損壊、防火・防災上の機能停止の発生する箇所について、個別に状況を確認し被害を想定した。	天井空調機の脱落、ダクトの変形破損及び給排気口の破損が発生すると考えられる。	天井空調機の脱落、ダクトの変形破損及び給排気口の破損が発生すると考えられる。				
	ボイラー・発動発電機、燃料タンク等の状況	・設計・施工上の強度、装置の設置状況、耐震診断結果、過去の事例等に基づき、損壊、防火・防災上の機能停止の発生する箇所について、個別に状況を確認し被害を想定した。	ボイラーは自動的に停止、送油も遮断される。ただし、燃料タンクのスロッシングが発生すると考えられる。	ボイラーは自動的に停止、送油も遮断される。ただし、燃料タンクのスロッシングが発生すると考えられる。				
避難施設等被害	室の扉のひずみの状況	・非構造部材(扉・内装材・窓等)の被害発生箇所・規模は、設計・施工上の強度、設置状況、構造・形状等を個別に耐震診断すると共に、過去の被害事例を勘案して推定した。	(商業施設内には扉が設置されていないことが多い)バックヤードにおける軽量間仕切りと扉枠が干渉した場合は、自力で開閉可能である。しかし重量扉枠では開閉が困難になると考えられる。	・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。 ・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。 ・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。	・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。 ・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。 ・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。			
	廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の状況	・避難経路となる廊下・階段については、設置年度ではなく、過去の事例及び建物の耐震診断による揺れ等の状況から、個別にその被害を推定した。	廊下(渡り廊下を含む)や非常階段自体に被害は生じないが、最悪を想定して破損すると想定する。	・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。 ・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。 ・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。				
	内装材やガラスの状況	・内装材やガラスについては、内装材の大きさ・形状・材質、ガラスサッシの形状、材質、落下防止措置の有無等を個別に確認し、その被害を推定した。 ・階段室の形状、非常口の大きさ、予想される避難客等の集中度等から個別に殺到の状況を推定した。	建物全体での変形が大きくなる場合はあるが、特定階に変形が集中しにくい。窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損は限定的と考えられる。	建物全体での変形が大きくなる場合はあるが、特定階に変形が集中しにくい。窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損は限定的と考えられる。				
	階段室や非常口における避難者の殺到状況	・階段室の形状、非常口の大きさ、予想される避難客等の集中度等から個別に殺到の状況を推定した。	取り急ぎ出ようとする在館者が集中すると考えられる。	取り急ぎ出ようとする在館者が集中すると考えられる。				
消防用設備等被害	防火シャッター・防火扉の状況	・設置場所における揺れの状況等から、建物構造部の変形程度(歪み)を割り出すと共に、各消防用設備等の耐震措置の状況、過去の事例から、被害を推定した。	防火シャッター・防火扉は、基本的には損傷による不動作が発生する可能性は低いが、対応困難事態を想定するため、破損を推定する。	防火シャッター・防火扉は、基本的には損傷による不動作が発生する可能性は低いが、対応困難事態を想定するため、破損を推定する。	・防火扉は作動するが、周辺に収容物が散乱している場合、完全閉鎖が出来ない他、防火扉自体が不動作となり、火災に対応できない事態が発生する。	・火災発生後、防火扉の完全閉鎖ができていないかどうかを巡回する訓練を行う。 ・消火器での初期消火訓練を実施する。		
	スプリンクラー設備の状況	・過去の事例による被害確率、被害対策状況、天井の部材及び設置状況、設置階の揺れの大きさ等から、個別にスプリンクラーヘッド、火災感知器等について、被害を推定した。	落下破損が想定される大型天井パネル内に設置されていることから、スプリンクラーの誤動作が発生し、漏水すると考えられる。	落下破損が想定される大型天井パネル内に設置されていることから、スプリンクラーの誤動作が発生し、漏水すると考えられる。	・スプリンクラーの設備の損傷によりスプリンクラーが作動しない場合が発生する。 ・スプリンクラーヘッドの破損等により、火災の発生していない場所では水害が発生する。			
	消火設備の状況	・防災センターの受信機や総合操作盤では、断線等による未警報区域の発生、故障信号・警報信号の輻輳等の発生が一部あるものとして被害を想定した。	消火設備は、損傷による不動作は発生しないが、対応困難事態を想定するため、破損を想定する。	消火設備は、損傷による不動作は発生しないが、対応困難事態を想定するため、破損を想定する。	・消火栓や消火設備が故障し作動しなくなる。			

実態に応じて作成してください。

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する		
				被害様相(シナリオ)	対応策	
収容物等被害	室内の備品の状況		各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・未固定の場合はロッカーやコピー機、家具、商品ケース、インテリア等はほぼ全て滑動し、高さ比较大的いものは転倒することで人を傷つけるとともに、歩行の障害となる。 ・天井材の変形が大きい箇所では蛍光灯の照明ボックスの落下が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者を発生させるような収容物については、転倒防止措置を実施する。 ・避難障害を生じさせた訓練を実施し、迅速に避難経路を確保できるようにする。 	
	照明器具等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定すると共に、各階の収容物の量、形状、固定措置等の耐震性を個別に確認し被害を想定した。 	吊り照明が設置されていることが多く、壁際に近いものは振動により干渉し損傷すると考えられる。			
	室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具等の形状、設置状況、過去の実例、転倒・落下防止対策の実施状況等について個別に確認し、被害を想定した。 ・テナントにおける棚類や販売物品は固定対策がされていない。以上から収容物の種類毎に転倒率・滑動率を設定した。 	各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。			
	パーティションの状況		吊り下げ式パーティション、固定済みパーティションを除くパーティションが転倒すると考えられるとされる。			
ライブライン等被害	電気ガス水道交通	停電による客室の照明の状況	外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給がストップし、復旧に6日程度は要する。 ・ビル外部の配管の損傷により、ビルへの水供給が停止する。復旧に30日程度を要する。 ・断水により、消火用水が不足した場合、スプリンクラーが作動しない。消火栓を用いた消火活動が不可能となる。 ・水洗トイレの使用が不可能となる。 ・公共の消防機関は、道路渋滞、道路閉鎖、同時多発の出動要請対応等の理由により、救援要請しても適宜に到着できないため、自衛消防組織で、在館者の生命・身体保護、消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等を実施しなければならなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄用品のチェックするとともに配布方法の再確認をする。 	
		停電による廊下・階段・ロビーの照明の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等の地域防災計画におけるインフラに対する被害見積及び自治体作成のハザードマップから、周辺インフラの被害を想定した。 			外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。
		断水の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、電気は6日、水は30日、ガスは55日、を、それぞれ復旧までの所要日数として想定した。 			外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
		断水時のトイレの状況				外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
		交通インフラの状況				周辺交通は、全面的に停止・麻痺状態と考えられる。
	通信	外線電話		通常電話は、輻輳・故障で繋がりにくい状況となることにより、使用が著しく困難となると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な連絡を取りづらくなる。 ・情報の錯綜や混乱のため、全体の状況がつかめず、優先順位が高く緊急性を要する者の救出遅れや救出漏れが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トランシーバ等による連絡手段の確保するとともに、連絡の仕方について訓練する。
内線電話	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の館内の受信設備・サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形(歪み)の状況、各種機材の耐震性等を加味し、災害時に使用可能か否かを個別に推定した。 ・推定不能の場合は、最悪の状況として通常の通信手段としては使用できないとして見積もった。 	内線電話ラインが切断され、通話ができなくなる場合が考えられる。また、サーバーが損害を受け、通信ができなくなる場合が考えられるとされる。				
公設消防への連絡		専用回線を用いて通常使用が可能と考えられる。				
派生的に生じる被害等	火災	レストランや食堂の火気使用地域における火災	各厨房の火元設備は固定され、周囲に落下物もないため火災は発生しないが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用箇所から火災が発生し、煙が館内に充満し、熱や煙で負傷するものが発生する。 ・ボイラーへの送油遮断が正常に作動しない場合、燃料の漏洩により出火する。それにより、給排水機能・電気機能等の全館インフラの作動に大きな支障が出る。 ・厨房にて利用するガス配管は自動遮断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用箇所をあらかじめ把握し、地震発生時に早急に確認する訓練実施するとともに、火災発見時には、初期消火を行う訓練を実施する。 	
		その他の火気使用設備器具、電気機器からの出火	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例から、火災発生火元となる箇所を想定した。 ・火元となる箇所の、緊急時の措置(ボイラーの自動停止等)状況や緊急消火設備等の状況に、建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数、及び延焼の可能性を推定した。 			火元となり得る設備機器・電気機器がほぼ存在せず、被害は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、喫煙スペースからの出火や短絡により、火災が発生することを想定する。
		機械室・ボイラ室からの出火				ボイラーは自動停止し、配電盤・操作盤等々も固定済みであるため、被害は生じないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、短絡による火災発生を想定する。
		駐車場からの出火				地下駐車場において大きな建物被害はなく、火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。
		ガス使用設備からのガス漏洩				厨房のガス設備に損傷は生じないと考えられるが、最悪を想定して一部での漏洩を想定する。
		出火による館内における煙の充満	<ul style="list-style-type: none"> ・出火場所、建物構造、対策措置の状況、過去の実例等から、煙の移動経路、移動時間等を想定した。 ・想定が困難なため、自衛消防組織による対処が不可能とした。 			大規模な火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、スプリンクラーが損傷している区画で火災が発生したことで一部で延焼が発生することを想定する。

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する	
				被害様相(シナリオ)	対応策
人的被害	天井等の破損、照明器具の落下による死傷	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の揺れ、建物や設備の予想被害、過去の実例と、被害の発生する各フロア内・室内・ロビー等における人口密度を加味し、死傷者の発生、通行障害等の被害を推定した。 ・推定が困難な場合、および推定の結果、死傷者が無しとなる場合は、在館者数と安全対策の程度に応じて、一定割合で人的被害が発生することを想定した。 ・震災による直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次災害の発生による人的被害を想定した。 ・商業施設内の人口密度、物品密集度を参考に、棚類、販売物品の転倒破損及び、それらの設置場所から死傷者数を推定した。 	<p>振幅の大きい上層階を中心に、落下する天井パネル・吊り照明器具による死傷者の発生が考えられる。</p>	<p>・天井等の破損、照明器具の落下、ガラスの破損、家具、ロッカー、パーティション等の転倒により死傷者が発生する。</p> <p>・地震後の火災により死傷者が発生する。</p> <p>・避難等の混乱による死傷者が発生する。</p> <p>・閉じ込め事故が発生する。エレベータ業者への連絡が滞る。またエレベータ業者の要員不足から復旧に24時間を要する。</p>	<p>・天井等の破損、照明器具の落下、ガラスの破損、家具、ロッカー、パーティション等の転倒等の防止措置を実施する。</p> <p>・避難者にパニックを起こさせない避難誘導訓練を実施する。</p>
	ガラスの破損による死傷		<p>窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損は限定的であるため、ほぼ発生しないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、死傷者の発生を想定する。</p>		
	家具、ロッカー、パーティション等の転倒による死傷		<p>施設内の棚類や販売物品は固定対策がされておらず、これらの転倒・滑動に起因する死傷者が発生すると考えられる。</p>		
	火災・煙による死傷。慌てて屋外に出た人の落下物による負傷		<p>延焼地区付近で自力脱出が困難となっている者の一部が、火・煙により死傷すると考えられる。また、エントランスへ集中した群衆が屋外へ飛び出して落下物により死傷することが考えられる。</p>		
	避難中の混乱(パニック)による死傷		<p>建物被害・火災は大きくないが、一般客が大多数を占めるためにパニックが発生、これにより避難中の混乱による死傷者が発生すると考えられる。</p>		
	エレベータ内の閉じ込めの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄階で停止するエレベーターについても、ある一定の割合で閉じ込め事象が発生するものとし、エレベーターの使用人員数・使用基数を推定し、それに基づき閉じ込め被害規模を推定した。 	<p>基本的には地震時管制運転システムが働くことで発生しないが、対応困難事態を想定するため、発生を想定する。</p>		
	室内の閉じ込め	<ul style="list-style-type: none"> ・室数、室外への出入りに使用される扉の形状、数、閉じ込め対策措置の状況及び室内の平均在室人員から、閉じ込め数を推定した。 	<p>そもそも扉が多くなく、また基本的には自力開放可能であることから、閉じ込めは起きないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、閉じ込め発生を想定する。</p>		

本部隊の編成表

自衛消防隊長 統括管理者	
本部隊の編成	
指揮・通報連絡班	班長: ○○ ○○
	□□ □□ □□ □□
消火班	班長: ○○ ○○
	□□ □□ □□ □□
<p>※消防計画を提出する際、▲▲・○○・□□部分は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。 また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。 <u>ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。</u></p>	
避難誘導班	□□ □□ □□ □□
安全防護班	班長: ○○ ○○
	□□ □□ □□ □□
応急救護班	班長: ○○ ○○
	□□ □□ □□ □□
<p>* 自衛消防隊長不在時の代行順位は、以下の通りとする。 指揮・通報連絡班長、消火班長、避難誘導班長、安全防護班長、応急救護班長</p> <p>* 活動長期化時には、各班の班長は自身の代行者を指名し、自身の休憩時の自衛消防活動の統括を委託するものとする。</p>	

【人員割り振りの考え方】

被害が全体にわたるため、構成人員は多めにしている。ただし、各班員は状況に応じて他班の支援等、柔軟に対応するものとする。

全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

防火対象物名称		●●ビル		再受託者の有無	
管理権原者氏名(統括防火・防災管理協議会会長名)		〇〇 〇〇		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部	
統括防火・防災管理者氏名		〇〇 〇〇			
受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合記入	
氏名(名称)		〇〇〇〇管理株式会社			
住所(所在地)		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号			
電話番号		Tel 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
担当事務所		〇〇営業所			
電話番号		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号			
〔教育担当者講習 修了者氏名〕		Tel 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
〔講習修了証番号〕		〇〇 〇〇			
〔教育計画〕		自衛消防業務講習 No.〇〇〇〇			
		〇月と〇月に実施する。			
受託者の行う 全体についての 防火・防災管理 業務の範囲	常駐方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (定期的な巡回)	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ()	
			常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	1階防災センター 時間内10人・時間外5人 全域 24時間体制	
	方式		<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務	<input type="checkbox"/> 同左	
	方式			<input type="checkbox"/> その他 ()	
遠隔 移報	範囲	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
			現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯		

・防火・防災管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。
 ・委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。